

(別紙様式2)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 千葉県
 農業委員会名： 佐倉市農業委員会

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成25年12月現在)	管内の農地面積(A) 3,209ha	遊休農地面積(B) 166ha	割合(B/A×100) 5.2%
課 題	農地の利用状況調査を行い、遊休農地の所有者に適切な指導を行う。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

※ 農地面積は、平成25年度固定資産概要調書の数値を使用

2 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	遊休農地の解消面積 6 ha		
	目標案設定の考え方： 遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地の解消を目指す。		
活 動 計 画	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
	平成26年4月～12月	21人	平成27年1月～3月
	調査方法	①市内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を実施する。 ②遊休化している農地は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録する。	
遊休農地への指導	実施時期：平成27年1月～3月		

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状	農家数	1,017戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	221戸	106経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	13法人			
課 題	農業者の高齢化及び後継者不足により遊休農地が増加しているため、認定農業者制度の活用を図り、意欲ある農業者へ農用地を利用集積する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

※ 農家数、主業農家数については、平成22年農林業センサスの数値を使用。

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 案	5 経営	0 法人	0 団体
	目標案設定の考え方： 担い手の育成・支援に取り組んでいる市と連携し、認定農業者の増加を目指す。		
活動計画案	農業委員が積極的に地域の意欲ある農業者の情報収集を行い、認定農業者の推進活動を実施する。		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月何日何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		3,209ha	251ha
課 題	農地の不在地主化の進行等により不耕作地が増加している。 また、経営耕地の分散化が作業効率の低下要因となっている。 こうしたことから、今後、担い手のいない農地を意欲ある農業者に利用集積することにより農業経営の規模拡大と安定化を推進する必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 30 ha
	目標案設定の考え方：市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に従い、市と連携して目標達成を目指す。
活動計画案	①農業委員会だよりやリーフレット等により、農用地利用集積計画制度を積極的にPRする。(平成26年4月～12月) ②農地の利用集積に向けた掘り起こし活動を推進する。(平成26年4月～12月) ③担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を推進する。(平成27年1月～3月)

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年12月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
		3,209ha	3.2ha
課 題	耕作放棄地等の増加により、周辺環境の悪化や違反転用を誘発する要因となっている。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用の解消面積 0.08ha
	目標案設定の考え方：違反転用された農地の解消を目指して行く。
活動計画案	①違反転用の発生防止(平成26年4月～平成27年3月) 広報誌等により、違反転用防止のための周知をする。 ②違反転用の是正指導(平成26年4月～平成27年3月) 違反転用者に対して、違反是正のスケジュール等の聞き取りを実施する。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入